

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書		
【提出先】	近畿財務局長		
【提出日】	平成28年 8 月 9 日		
【会社名】	シャープ株式会社		
【英訳名】	Sharp Corporation		
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高 橋 興 三		
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町 1 番地		
【電話番号】	(072)282 1221(代表)		
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部財務部長 山 本 博 之		
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町 1 番地		
【電話番号】	(072)282 1221(代表)		
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部財務部長 山 本 博 之		
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式、C種種類株式		
【届出の対象とした募集金額】	普通株式	その他の者に対する割当	288,811,661,336円
	C種種類株式	その他の者に対する割当	99,999,996,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。		
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 (東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)		

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月25日に提出した有価証券届出書並びに平成28年2月29日、平成28年3月4日、平成28年3月14日、平成28年3月30日、平成28年4月4日、平成28年4月7日、平成28年4月19日、平成28年4月21日、平成28年5月12日、平成28年5月24日、平成28年5月26日、平成28年6月23日、平成28年6月24日、平成28年6月29日、平成28年7月13日、平成28年7月25日、平成28年7月26日、平成28年7月27日及び平成28年7月29日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、四半期報告書（第123期第1四半期（自平成28年4月1日至平成28年6月30日））を平成28年8月9日に近畿財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

平成29年3月期第1四半期（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 頁で示してあります。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

（訂正前）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第122期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）平成28年6月23日近畿財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年7月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月29日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年7月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月13日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年7月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年7月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月26日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年7月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月29日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年7月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月29日に近畿財務局長に提出

3 【訂正報告書】

訂正報告書（上記平成28年7月25日の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年7月27日に近畿財務局長に提出

（訂正後）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第122期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月23日近畿財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第123期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月9日近畿財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年8月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月29日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年8月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月13日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年8月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月25日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年8月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月26日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年8月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月29日に近畿財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年8月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月29日に近畿財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記平成28年7月25日の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年7月27日に近畿財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての第122期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年6月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

<後略>

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての第122期有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成28年8月9日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

<後略>

以 上